自己点検シート (単独型・併設型 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)

基本方針 Ι

1	基本方針	要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。	基準第41条
	介護予防	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	予防基準第 4条

Ⅱ 人員基準

	八八八五	•	
	従業者の員数	【生活相談員】	基準第42条
		提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間帯の時間	予防基準第 5条
		数で除して得た数が1以上となっていますか。 	
		門員・介護福祉士・社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	
		【看護職員又は介護職員】	
		単位毎に、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員(看護師又は准看護師)又は介護職員を1人以上配置していますか。	
2		また、看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間数で除した数が1以上となっていますか。	
		【機能訓練指導員】	
		単位毎に、機能訓練指導員を1人以上配置していますか。	
		機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者 (※)が配置されていますか。	
		※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師	
		利用定員は、12人以下ですか。	
		生活相談員,看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤と なっていますか。	

	点検項目	確認事項	根拠条文
3	管理者	管理者は常勤専従職員を配置していますか。 管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有 ・ 無) ・当該事業所内で他職務と兼務している場合はその職務名	基準第43条予基準第

Ⅲ 設備基準

4	設備及び備品 等	【食堂及び機能訓練室】 合計の床面積は、3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上 となっていますか。 ※支障がない場合は、食堂及び機能訓練室は同一の場所とす ることができる。	基準第44条 予防基準第 7条
·		【相談室】 相談の内容が漏えいしないよう配慮したものとなっていますか。 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えていますか。	

Ⅳ 運営基準

5		サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は その家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤 務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認 められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該 提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	基準第3条 の7 予防基準第 11条
6	提供拒否の 禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	基準第3条 の8 予防基準第 12条
7		自ら適切なサービス提供が困難な場合,当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡,適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	基準第3条 の9 予防基準第 13条
8	受給資格等の 確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保 険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介 護認定の有効期間を確かめていますか。	基準第3条 の10 予防基準第 14条

	点検項目	確認事項	根拠条文
9		要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	基準第3条 の11 予防基準第 15条
10	の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握 に努めていますか。	基準第48条 予防基準第 16条
11		サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	基準第3条 の13 予防基準第 17条
12	サービスの提	利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービス (地域密着型介護予防サービス費の支給)について説明し、 必要な援助を行っていますか。	基準第3条 の14 予防基準第 18条
13		居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	基準第3条 の15 予防基準第 19条
14		利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な 援助を行っていますか。	基準第3条 の16 予防基準第 20条
15	サービスの提 供の記録	提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	基準第3条 の18 予防基準第 21条
16	領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。 下記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ・ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ・ 通常要する時間を超えるサービス提供で、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる基準用の範囲内において、通常のサービスに係る基準額を超える費用 ・ おむつ代 ・ サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用 ・ おむつ代 ・ サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用	基準第49条 予防基 22条
17	求のための証	法定代理受領サービスではないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	基準第3条 の20 予防基準第 23条

	点検項目	確認事項	根拠条文
18	応型通所介護	利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう, 目標を設定し, 計画的に行われていますか。 自らその提供するサービスの質の評価を行い, 常にその改善を図っていますか。	基準第50条 予防基準第 41条
	応型通所介護	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう, 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ, 利用者の心身の状況を踏まえ, 妥当適切に行っていますか。	基準第51条 予防基準第 42条
		利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。 サービスの提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助	
19		を行っていますか。 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	
		介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス を提供していますか。 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の	
	=7 67 1 - 1	生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供していますか。	± :# m= = 0.62
		利用者の心身の状況,希望及びその置かれている環境を踏まえて,具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通 所介護計画を作成していますか。	基準第52条 予防基準第 42条
00		認知症対応型通所介護計画書は居宅サービス計画書に沿った 内容となっていますか。また、必要に応じて変更しています か。 認知症対応型通所介護計画書の内容について利用者又はその	
20		家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。 認知症対応型通所介護計画書を利用者に交付していますか。	
		提供したサービスの実施状況や目標の達成状況の記録を行っ ていますか。	
21	認知症対応型 通所介護の具	従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、モニタリングを行っていますか。また、管理者は、モニタリングの結果を記録し、それを介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告して	予防基準第 42条
22		いますか。 利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市町村に通知していますか。	
		利用者が,偽りその他不正な行為によって保険給付を受け, 又は受けようとしたときは,その旨を市町村に通知していま すか。	<u>-</u> '^

	点検項目	確認事項	根拠条文
23	緊急時等の対 応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準第12条 予防基準第 25条
24	管理者の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、 業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 介護従業者に必要な指揮命令を行っていますか。	基準第53条 予防基準第 26条
25	運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・利用定員 ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・その他運営に関する重要事項	基準第54条 予防基準第 27条
26	勤務体制の 確保等	利用者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。 事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は、この限りではありません。 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	基準第55条 予防基準第 28条
27	定員の遵守	利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。ただ し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りで はありません。	基準第56条 予防基準第 29条
28	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関との連携体制等の整備を行っていますか。また非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	基準第57条 予防基準第 30条
29	衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。	基準第58条 予防基準第 31条
30	掲示	事業所の見やすい場所に,運営規程の概要,従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	基準第3条 の32 予防基準第 32条

	点検項目	確認事項	根拠条文
31	秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	基準第3条 の33 予防基準第 33条
32	広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準第3条 の34 予防基準第 34条
33	事業者に対す	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第3条 の35 予防基準第 35条
	苦情処理	提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に	基準第3条 の36 予防基準第 36条
34		向けた取組を自ら行っていますか。 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の 提出等に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報 告していますか。	
		提供したサービス係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	

	点検項目	確認事項	根拠条文
35	地域との連携 等	サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。 運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催し、活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	基準第34条 予防基準第 39条
35	事故発生時の対応	刑用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講置について記録していますか。(過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、市町村、当該利用者の家族、は措置、事故の状況・処置について記録をする体制を整えていますが。) →事故事例の有無: 有 無 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っ損害賠償を速やかに行っ損害賠償を速やかに行っ損害賠償を速やかに行る。(当時間であるサービスの提供により賠償を速やかに行るを事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行るを事故が発生したことがない場合、損害賠償ををする体制を整えていますか。) →対策を講じていますか。(過去に事故が生じた際には原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。(過去にすか。)	基準第3条 の38 予防基準第 37条
36	会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	基準第3条 の39 予防基準第 38条
37	記録の整備	従業者,設備,備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ・認知症対応型通所介護計画 ・提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・利用者に関する市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	基準第60条 予防基準第 40条

	点検項目	確認事項	根拠条文
V	変更の	届出等	
38		事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該認知症対応型通所介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を本市に届け出ていますか。 ・事業所の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・事業所の平面図及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・運営規程 ・認知症対応型通所介護費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所	介第78年 (京78年 (京78年) (京

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指導係ホームページより引用作成